

平成23年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県あんしん賃貸支援事業	(8,230) 370	(7,776) 370	(454) 0	(185) 185		(7,860)	(185) 185	
トータルコスト	4,364千円（前年度 4,404千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	制度周知啓発、協力店・物件等登録事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居							
※上段（ ）内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額								
事業内容の説明								
1 事業の目的 住宅確保に配慮を要する高齢者等の住生活安定向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。								
2 事業の概要 民間賃貸住宅市場において、高齢者等に対する入居拒否が行われている実態に着目し、高齢者等の円滑な入居に協力する民間賃貸住宅及び協力不動産店に係る登録制度の普及を図ると共に、関係機関の連携した支援によって居住に係る不安等を軽減し、高齢者等の住生活安定を支援する。 【事業対象者：高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって自立した日常生活が可能なる者】								
(1) あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録 ○高齢者等の入居を拒否しない民賃貸住宅及び事業に協力する不動産店を登録し、(社)鳥取県宅地建物取引業協会等との連携により広く情報提供 ○登録された協力不動産店が高齢者等の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑な入居を支援								
(2) あんしん賃貸支援事業相談員の配置 ○(社)鳥取県宅地建物取引業協会へ委託し、東部・中部・西部に各1名の専任相談員を配置 ○事業の一元窓口として相談・問い合わせ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び高齢者等の円滑入居を包括的に推進 ○雇用創出人数 3人								
(3) 関係機関の連携支援 ○市町村における既存の福祉施策及び地域の支援体制等と有効に連携し、高齢者等に対する情報提供及び入居後の生活支援等を一体的に実施 ○協力不動産店等との連携により、入居相談時からの継続した支援を提供								
(4) 家賃債務保証制度の活用啓発 ○(財)高齢者住宅財団が、高齢者等の入居を拒否しない民間賃貸住宅を対象に実施している家賃債務保証制度について広く情報提供 ○家賃滞納、保証人確保等に係る不安を軽減し、円滑な賃貸借契約の締結を支援								
3 これまでの取組状況・改善点 ・平成21年度に(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住安定に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。 ・平成22年12月末時点で、協力不動産店58店、あんしん賃貸住宅85棟(641戸)が登録されており、不動産関係者の理解が広がっている。 ・平成21年7月から委託実施している専任相談員を継続配置し、地域関係者との信頼関係のもと、高齢者等の入居・居住に係る連携支援体制を確立し、民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット強化を推進する。								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	115,547	115,547	0	57,743			57,804	
トータルコスト	117,943千円 (前年度 117,967千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費。

区分	予算額	内 容
家賃補助	115,487千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 6団地 286戸 (国1/2、県1/2)
事務費	60千円	
合 計	115,547千円	

鳥取県特定優良賃貸住宅供給促進事業	94	131	△37	47			47	
トータルコスト	893千円 (前年度 938千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への適正管理等の指導							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

知事が認定した特定優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費。

区分	予算額	内 容
家賃補助	94千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・ 1団地 1戸 (国1/2、県1/2)
合 計	94千円	

住宅新築資金等貸付助成事業	24,229	46,565	△22,336	14,619			9,610	
トータルコスト	25,827千円 (前年度 47,372千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による貸付金及び地方債の償還期限延長に伴う市町村の財政負担の増を軽減するための補助に要する経費。

区分	予算額	内 容
特定助成事業費	7,322千円	・ 借受人からの返済額と起債の償還額との差額の補填 ・ 知事が定める率を貸付額に乗じて得た額 (国1/2、県1/2)
償還推進助成事業費	16,438千円	・ 償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・ 償還業務費等の3/4 (国2/3、県1/3)
償還推進指導費	91千円	・ 市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用
標準事務費	378千円	
合 計	24,229千円	

平成23年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
個人住宅建設資金貸付事業	16,255	21,929	△5,674			(貸付金元利収入) 16,255										
トータルコスト	16,255千円（前年度 21,929千円） [正職員：0.0人]															
主な業務内容	預託金貸付・償還事務															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>・ 県民の持家建設促進等のため県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行うための経費。 (継続分のみ)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資対象</th> <th>貸付利率</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者</td> <td>公庫基準金利 +0.5%</td> <td>新築・購入：400万円 改良：200万円</td> <td>新築・購入：20年以内 改良：10年以内</td> </tr> </tbody> </table>									融資対象	貸付利率	融資限度額	返済期間	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入：400万円 改良：200万円	新築・購入：20年以内 改良：10年以内
融資対象	貸付利率	融資限度額	返済期間													
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入：400万円 改良：200万円	新築・購入：20年以内 改良：10年以内													
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	14,081	15,288	△1,207			(貸付金元利収入) 13,861	220									
トータルコスト	14,880千円（前年度 16,095千円） [正職員：0.1人]															
主な業務内容	預託金貸付・償還事務															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行うための経費。(継続分のみ)</p>																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>・ 建設 400万円（20年償還、据置なし） ・ 補修 200万円（10年償還、据置なし）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table>									対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者	貸付限度額	・ 建設 400万円（20年償還、据置なし） ・ 補修 200万円（10年償還、据置なし）	貸付利率	2.1%		
対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者															
貸付限度額	・ 建設 400万円（20年償還、据置なし） ・ 補修 200万円（10年償還、据置なし）															
貸付利率	2.1%															
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,500			1,500									
トータルコスト	3,799千円（前年度 3,807千円） [正職員：0.1人]															
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要 地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に受け継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力の弱い県内の木造住宅に係る生産者団体の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容 木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等の目的に合致する取組みに対して助成する。 (補助率 1/2)</p>																

平成23年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

2 目 住宅建設費

住宅政策課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅金融支援機構審査受託等事務費	248	248	0			(受託事業収入) 65	183	
トータルコスト	4,242千円 (前年度 4,282千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託するほか、耐震・リフォーム・シックハウスなど、県民が直面している住まいづくりに関する様々な課題に対処するための支援を行うための経費。								
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	128,638	127,022	1,616			(寄附金) 50,000 (財産収入) 28,638	50,000	
トータルコスト	129,437千円 (前年度 127,829千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的 鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。								
2 事業概要 自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域における被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積立てる。 ・単年度拠出額: 1億円(県5千万円+市町村5千万円)+基金運用利息 ・基金積立目標額: 20億円 ・平成22年度末基金積立見込額: 17億円								
3 予算額 128,638千円 県、市町村拠出額 100,000千円 基金運用利息 28,638千円 ※有価証券、定期預金により運用								

廃止事業

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アスベスト対策に係る建築物台帳作成事業	0	13,942	△13,942					
トータルコスト	0千円 (前年度 14,749千円)							
事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
鳥取県住生活基本計画改訂版策定事業	0	3,852	△3,852					
トータルコスト	0千円 (前年度 7,079千円)							

平成23年度一般会計当初予算説明資料

住宅政策課（内線：7397）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅等管理事業	(1,794)	(0)	(1,794)			(1,794)		
<p>※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>事業内容の説明</p> <p>県営住宅の管理事務及び宅地建物取引業法に基づく免許交付等に関する事務を円滑に行なうため、その事務を補助する非常勤職員を雇用する。 雇用創出人数 2人</p>								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3676）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	1,500	1,500	0				1,500	
トータルコスト	2,299千円（前年度 2,307千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	地域団体・町との協議、申請書の審査、支払事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

自然環境が豊かな氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図るため、わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会が行う夏山開き等の地域活性化事業（広報宣伝活動、集客促進活動、イベント等）に係る経費の一部を負担する。

2 主な事業内容

わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金：1,500千円

（費用負担 県1,500千円、若桜町1,500千円、地域団体1,640千円、その他130千円）

・わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会では、地域団体の意識向上にちえつつ、観光客の誘致を主とするこれまでの事業形態から、国定公園である意義を踏まえて、氷ノ山地域の自然環境資源の保護・利活用を中心とした取組を進めている。

(1) 自然環境啓発・地域活性化事業

森林整備等の自然体験活動の充実、氷ノ山夏山開き、オータムフェスタの開催等

・響の森と連携した森林整備等の自然体験活動の充実。

・氷ノ山夏山開き（6月上旬）

・響の森やキャンプ場等の施設を利用し、自然環境の保全・利活用の啓発と集客力向上のためのイベントの開催

(2) 調査研究事業

地域資源の保護・育成リーダーの養成及び研修会等の開催

・氷ノ山愛好家等地元関係者に企画段階から参画してもらい氷ノ山に特化した希少動植物等のガイドブックの作成を通して後継者の育成を図る。

・氷ノ山地域の案内板更新などの環境整備を行うとともに、氷ノ山の自然環境や資源について観光客に有効かつ効果的に解説が行えるガイドを養成する研修会を実施する。

(3) 広報宣伝事業

PRポスターやチラシの作成、ホームページ等への掲載、メディアへの情報提供等を行うとともに、旅行会社、学校等各種団体への誘致活動を行う。

平成23年度一般会計当初予算説明資料

東部総合事務所生活環境局

(単位：千円)

廃止事業

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな湖山池」推進事業	0	665	△665					
トータルコスト	0千円 (前年度 3,085千円)							

東部総合事務所生活環境局 (電話：0857-20-3635)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部地区県立施設営繕業務円滑化事業	(2,967)	(2,509)	(458)			(2,967)		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 事業内容の説明 平成23年度、東部地区県立施設の耐震改修及び大規模改修等の実施に伴う営繕業務量の大幅な増加に対応するため、専門的技術のある臨時的任用職員を雇用する。 雇用創出人数 2人								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

中部総合事務所生活環境局（電話：0858-23-3150）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東郷池の覆砂効果検証調査事業	8,764	5,486	3,278				8,764	
トータルコスト	10,362千円（前年度 8,713千円）[正職員：0.2人 非常勤職員：0.1人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、外部委託調査の委託事務、サンプリング、分析、検証調査まとめ など							
工程表の政策目標（指標）	東郷池の水質管理計画に基づく水質浄化活動の実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東郷池の水質汚濁の原因のひとつである底泥（ヘドロ）に覆砂を実施したことに伴う水質改善効果について検証する。</p> <p>覆砂については、「東郷池水質管理計画」において水質浄化対策のひとつとして位置付けられ、平成21～22年度の2年間実施。水深3.5m以深の約0.11km²の施工が完了した。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 効果検証の調査内容 覆砂を実施したことによる水質改善の効果を水質、底質及び底泥生息生物を指標にして検証する。</p> <p>(2) 調査スケジュール 湖沼水質、底質等の季節変化を考慮し、年3回（6月、9月、11月）調査を実施する。</p> <p>(3) 調査機関 県水産試験場、衛生環境研究所、外部調査機関</p>								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局大山自然歴史館（電話：0859-52-2327）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
大山自然歴史館事業	21,834	22,016	△182			76	21,758	
トータルコスト	37,810千円（前年度 38,152千円）[正職員：2.0人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	野外、館内サービス事業の実施等							
工程表の政策目標（指標）	大山の山岳・植物情報収集の強化、展示や解説（動植物・歴史文化）の充実、地元の旅館等との連携強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大山の豊かな自然・歴史文化に関する資料を展示するとともに、年間を通じて自然観察会をはじめとする各種イベント・企画展などを開催し、大山の魅力を広く紹介しながら、地元振興を図る。

2 主な事業内容

(1) 野外事業 (1,082千円)

大山の自然のすばらしさや歴史・文化を学ぶ講座等を開催する。

・自然観察会、福祉観察会、自然講座の開催

(2) 館内サービス事業 (2,560千円)

地元で活躍する作家等の作品紹介や大山をテーマにした作品等の展示会を開催する。

・展示会（企画展等）、ワークショップ（草木染め等）、夏休み自由研究教室（花図鑑等）の開催

(3) 「大山道」再発見事業 (922千円)

大山道（大山古道）を県民に広く紹介するため、講座や観察会を開催する。

・大山道についての講座、大山道観察会の開催、マップの作成等

(4) 芸術・文化事業 (301千円)

大山に関する文学作品や作家等に関する講座等を開催する。

・大山文学散歩、大山民話の夕べ、大山写真教室の開催

(5) 管理事業 (16,969千円)

大山自然歴史館の管理運営経費

平成23年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9629）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	264	264	0.				264	
トータルコスト	1,063千円（前年度1,071千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	大山駐車場融雪装置の維持管理							
工程表の政策目標（指標）	地域資源（ひと・もの・活動）の魅力を国・県内外からの来訪者が享受できるようにする。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県立大山駐車場（博労座）に係る融雪装置（平成19年度設置）の保守点検に係る県分を負担する。								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山トイレマナーアップキャンペーン事業	1,714	1,714	0				1,714	
トータルコスト	4,110千円（前年度 4,134千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	検討会運営、事業広報、イベント企画実施、関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進（200千円） 大山の美しい自然環境を子どもたちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。</p> <p>(2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施（1,183千円） 県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、参加者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。</p> <p>(3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施（331千円） 大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行い、大山頂上トイレのあり方等に関する提言を行うため、学識経験者、地元、行政等で構成する大山トイレマナーアップ検討会を開催する。</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>(1) マナーアップキャンペーン 平成20年9月1日よりスタート 平成22年6月6日 大山夏山開き祭（山頂祭）でのPR活動（480名にPRカード配布）</p> <p>(2) キャリーダウン・ボランティア 第1回：平成20年9月28日 参加者 451名 作業量 1.2トン 第2回：平成21年9月27日 参加者 433名 作業量 1.0トン 第3回：平成22年9月26日 参加者 300名 作業量 0.6トン</p> <p>(3) マナーアップ検討会 第1回：平成21年8月21日 第2回：平成22年3月18日 第3回：平成22年6月24日</p>								

平成23年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
大山オオタカの森保全事業	4,469	3,187	1,282	1,333			3,136																			
トータルコスト	5,268千円（前年度3,994千円）[正職員：0.1人]																									
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務																									
工程表の政策目標（指標）	—																									
事業内容の説明				【国庫支出金に地域自主戦略交付金を充当】																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、協議会の開催、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。本年度は、今後のオオタカの森の樹林環境整備の方針や計画を策定するため環境調査を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境調査委託</td> <td>1,000</td> <td>森林内の環境モニタリング調査・分析・提案委託</td> </tr> <tr> <td>協議会開催</td> <td>157</td> <td>委員報償費、特別旅費</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>2,896</td> <td>観察路等の維持管理委託(草刈り等) 営巣環境の整備委託(間伐作業等)</td> </tr> <tr> <td>その他事務費等</td> <td>416</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,469</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業	予算額	内容	環境調査委託	1,000	森林内の環境モニタリング調査・分析・提案委託	協議会開催	157	委員報償費、特別旅費	維持管理	2,896	観察路等の維持管理委託(草刈り等) 営巣環境の整備委託(間伐作業等)	その他事務費等	416		計	4,469	
事業	予算額	内容																								
環境調査委託	1,000	森林内の環境モニタリング調査・分析・提案委託																								
協議会開催	157	委員報償費、特別旅費																								
維持管理	2,896	観察路等の維持管理委託(草刈り等) 営巣環境の整備委託(間伐作業等)																								
その他事務費等	416																									
計	4,469																									

西部総合事務所生活環境局（内線：0859-31-9750）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
営繕業務円滑化事業	(2,442)	(2,422)	(20)			(2,442)		
事業内容の説明				※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上				
<p>平成23年度から本格化する米子南高校、日野高校、境高校等の学校関係耐震改修工事を円滑に実施し、適切な工事監理を行うため、専門的技術のある非常勤職員を雇用する。</p> <p>雇用創出人数 2人</p>								

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費						
		うち生活環境部					
			2項 企画費				
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	4目 土地対策費	
1 報酬	467,884	7,239	7,239		2,680	4,242	317
2 給料	3,001,262	15,016	15,016	15,016			
3 職員手当等	5,324,884	7,568	7,568	7,568			
4 共済費	1,185,781	6,522	6,522	5,644	236	642	
5 災害補償費	500						
6 恩給及び退職年金	36,315						
7 貸金	28,528						
8 報償費	192,407	1,332	1,332		1,332		
9 旅費	226,360	1,938	1,938		1,077	613	248
費用弁償	21,428	778	778		247	483	48
普通旅費	159,008	899	899		569	130	200
特別旅費	45,924	261	261		261		
10 交際費	4,500						
11 需用費	458,562	3,901	3,901		2,220	1,251	430
12 役務費	501,037	2,301	2,301		1,565	556	180
13 委託料	2,923,137	16,382	16,382		3,647	100	12,635
14 使用料及び賃借料	569,425	2,483	2,483		2,075	388	20
15 工事請負費	2,697,208						
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	57,842	30	30			30	
19 負担金、補助及び交付金	7,080,694	15,873	15,873		10,489	5,374	10
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金	3,000						
23 償還金、利子及び割引料	203,878						
24 投資及び出資金							
25 積立金	576,605						
26 寄附金							
27 公課費	323						
28 繰出金	8,412						
予備費							
計	25,548,544	80,585	80,585	28,228	25,321	13,196	13,840
財 国庫支出金	2,013,929						
源 地方債	1,190,000						
内 そ の 他	1,581,950	703	703		655	24	24
款 一般財源	20,762,665	79,882	79,882	28,228	24,666	13,172	13,816

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3 款 民生費				
	款項目	うち生活環境部			
			1 項 社会福祉費		
				1 目 社会福祉総務費	7 目 消費者支援対策費
1 報 酬	392,222	23,591	23,591	204	23,387
2 給 料	1,625,482	22,524	22,524		22,524
3 職員手当等	906,327	11,352	11,352		11,352
4 共 済 費	645,261	11,928	11,928		11,928
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃 金	484				
8 報 償 費	79,583	4,900	4,900	844	4,056
9 旅 費	68,784	4,311	4,311	939	3,372
費用弁償	9,357	1,212	1,212	57	1,155
普通旅費	37,096	2,227	2,227	535	1,692
特別旅費	22,331	872	872	347	525
10 交 際 費					
11 需 用 費	200,977	7,150	7,150	1,313	5,837
12 役 務 費	92,327	4,122	4,122	653	3,469
13 委 託 料	2,479,742	20,247	20,247		20,247
14 使用料及び賃借料	91,372	2,264	2,264	460	1,804
15 工事請負費	59,587				
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	10,856	20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	32,325,900	37,637	37,637	394	37,243
20 扶 助 費	4,812,942				
21 貸 付 金	68,476	200	200		200
22 補償、補填及び貯蓄金					
23 敷金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積 立 金	250,716	220	220		220
26 寄 附 金	1,250				
27 公 課 費	90				
28 繰 出 金	2,512				
予 備 費					
計	44,114,890	150,466	150,466	4,807	145,659
財源					
国庫支出金	4,412,830				
地方債					
内 其 他	6,256,422	59,447	59,447		59,447
訳 一 般 財 源	33,445,638	91,019	91,019	4,807	86,212

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費							
	款項目	うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費	1目 公衆衛生総務費			3目 予防費		6目 衛生環境研究所費
								1目 環境衛生総務費
1 報酬	122,631	62,119	17,813		11,348	6,465		44,306
2 給料	1,407,754	709,510	123,882	123,882				296,570
3 職員手当等	768,136	368,093	63,928	63,928				157,725
4 共済費	547,964	278,342	49,161	46,563	1,716	882		120,534
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃金	2,230							
8 報償費	62,430	8,338	531		359	172		7,807
9 旅費	75,442	22,870	5,232			623	4,609	17,638
費用弁償	3,447	1,054	155			125	30	899
普通旅費	45,099	17,286	4,758			420	4,338	12,528
特別旅費	26,896	4,530	319			78	241	4,211
10 交際費								
11 需用費	205,542	115,437	46,283		3,283	43,000		69,154
12 役務費	77,618	29,976	4,683		819	3,864		25,293
13 委託料	701,651	371,207	57,847		2,417	55,430		313,360
14 使用料及び賃借料	77,594	39,536	6,869		2,176	4,693		32,667
15 工事請負費	9,017	9,017						9,017
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	51,776	42,554	541			541		42,013
19 負担金、補助及び交付金	5,338,359	484,792	126		27	99		484,666
20 扶助費	1,344,269							
21 貸付金	959,178							
22 補正、補填及び賠償金								
23 積立金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積立金	23,287	9,421						9,421
26 寄附金	30,500							
27 公課費	60							
28 繰出金								
予備費								
計	11,805,438	2,551,212	376,896	234,373	22,768	119,755	1,630,171	568,586
財源								
国庫支出金	1,284,800	154,031					154,031	
地方債	12,000							
その他	2,492,696	259,102	3,269		1,923	1,346	255,833	67,319
一般財源	8,015,942	2,138,079	373,627	234,373	20,845	118,409	1,220,307	501,267

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報 酬	2,275	286	41,745		
2 給 料				289,058	289,058
3 職員手当等				146,440	146,440
4 共 済 費	326		5,917	108,647	108,647
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃 金					
8 報 償 費	1,431	148	6,228		
9 旅 費	3,310	1,010	13,318		
費用弁償	52	43	804		
普通旅費	2,564	963	9,001		
特別旅費	694	4	3,513		
10 交 際 費					
11 需 用 費	24,567	1,211	43,376		
12 役 務 費	2,442	1,530	21,321		
13 委 託 料	11,070	794	301,496		
14 使用料及び賃借料	2,198	1,228	29,241		
15 工事請負費			9,017		
16 原 材 料 費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	788	1,295	39,930		
19 負担金、補助及び交付金	1,025	20,421	463,220		
20 扶 助 費					
21 貸 付 金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積 立 金			9,421		
26 寄 附 金					
27 公 課 費					
28 繰 出 金					
予 備 費					
計	49,432	27,923	984,230	544,145	544,145
財源					
内 国庫支出金	5,341	8,271	140,419		
地方債					
内 其 他	34,120	764	153,630		
訳 一 般 財 源	9,971	18,888	690,181	544,145	544,145

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6 款 農林水産業費						
	款項目	うち生活環境部					
			1 項 農業費			3 項 農地費	
			6 目 農作物対策費	7 目 肥料植物防疫費		2 目 土地改良費	
1 報酬	310,734	3,790					
2 給料	2,667,414	9,582			9,582	9,582	
3 職員手当等	1,352,553	3,784			3,784	3,784	
4 共済費	1,037,111	3,394			2,822	2,822	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金	1,173						
8 報償費	39,555	760					
9 旅費	100,072	810	313	178	135	140	
費用弁償	3,429						
普通旅費	88,889	715	313	178	135	140	
特別旅費	7,754	95					
10 交際費							
11 需用費	549,119	6,845	508	190	318	190	
12 役務費	130,764	1,257	511	265	246	100	
13 委託料	1,182,744	25,817					
14 使用料及び賃借料	179,714	1,162	353	313	40	160	
15 工事請負費	2,770,287						
16 原材料費	1,704						
17 公有財産購入費	11,215						
18 備品購入費	36,004	221					
19 負担金、補助及び交付金	10,302,485	263,273			260,941	260,941	
20 扶助費							
21 貸付金	1,403,869						
22 補償、補填及び賠償金	76,335						
23 借入金、利子及び割引料	161,275						
24 投資及び出資金	10						
25 積立金	196,722						
26 寄附金							
27 公課費	376						
28 繰出金	373,868						
予備費							
計	22,885,103	320,695	1,685	946	739	277,719	
財源							
国庫支出金	4,136,638	192,620	333		333	192,287	
地方債	1,405,000						
その他	3,383,660	4,151	21		21		
一般財源	13,959,805	123,924	1,331	946	385	85,432	

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費	
	4項 林業費	
	9目 狩猟費	
1 報酬	3,790	3,790
2 給料		
3 職員手当等		
4 共済費	572	572
5 災害補償費		
6 恩給及び退職年金		
7 賃金		
8 報償費	760	760
9 旅費	357	357
費用弁償		
普通旅費	262	262
特別旅費	95	95
10 交際費		
11 需用費	6,147	6,147
12 役務費	646	646
13 委託料	25,817	25,817
14 使用料及び賃借料	649	649
15 工事請負費		
16 原材料費		
17 公有財産購入費		
18 備品購入費	221	221
19 負担金、補助及び交付金	2,332	2,332
20 扶助費		
21 貸付金		
22 補償、補填及び賠償金		
23 償還金、利子及び割引料		
24 投資及び出資金		
25 積立金		
26 寄附金		
27 公課費		
28 繰出金		
予備費		
計	41,291	41,291
財源		
国庫支出金		
地方債		
内 其他	4,130	4,130
取 一般財源	37,161	37,161

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
			2項 工鉱業費			3項 観光費	
				1目 工鉱業総務費	4目 計量検定費		1目 観光費
1 報酬	40,148	1,558	1,558		1,558		
2 給料	427,956	7,508	7,508	7,508			
3 職員手当等	215,688	3,784	3,784	3,784			
4 共済費	210,448	3,058	3,058	2,822	236		
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金	57						
8 報償費	514,852	173	173		173		
9 旅費	84,476	850	700		700	150	
費用弁償	8,507						
普通旅費	40,544	850	700		700	150	
特別旅費	35,425						
10 交際費							
11 需用費	58,893	981	910		910	71	
12 役務費	41,059	563	513		513	50	
13 委託料	589,728						
14 使用料及び賃借料	85,701	1,170	1,170		1,170		
15 工事請負費	17,592						
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	15,309						
19 負担金、補助及び交付金	6,211,002	15,022	22		22	15,000	
20 扶助費							
21 貸付金	2,245,666						
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金	4,045						
25 積立金							
26 寄附金							
27 公課費							
28 繰出金	17,625						
予備費							
計	10,780,245	34,667	19,396	14,114	5,282	15,271	
財源							
国庫支出金	34,485						
地方債							
その他	2,289,786	3,396	3,396		3,396		
一般財源	8,455,974	31,271	16,000	14,114	1,886	15,271	

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費						
	款項目	うち生活環境部					
			1項 土木管理費			5項 都市計画費	
			1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画総務費	
1 報酬	271,139	36,582	317		317	1,704	1,481
2 給料	2,055,114	253,194	24,941	18,770	6,171	42,970	30,032
3 職員手当等	1,038,262	124,877	9,460	9,460		18,920	15,136
4 共済費	808,632	96,446	7,055	7,055		14,110	11,288
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 貸金	500						
8 報償費	10,704	1,638	36		36	1,192	292
9 旅費	47,874	8,305	2,196		2,196	3,138	1,000
費用弁償	4,694	798	224		224	314	300
普通旅費	41,214	6,580	1,936		1,936	2,074	550
特別旅費	1,966	927	36		36	750	150
10 交際費							
11 需用費	609,277	69,592	2,380		2,380	6,409	2,936
12 役務費	119,962	19,120	2,151		2,151	2,343	766
13 委託料	5,154,608	860,399	10,629		10,629	462,916	11,395
14 使用料及び賃借料	442,964	23,369	1,786		1,786	8,633	407
15 工事請負費	16,376,745	1,057,095				26,141	
16 原材料費	3,100						
17 公有財産購入費	774,830						
18 備品購入費	116,419	6,809	32		32	6,677	
19 負担金、補助及び交付金	8,714,503	681,811	70,979		70,979	85,940	15,372
20 扶助費							
21 貸付金	30,116	30,116					
22 補償、補填及び賠償金	1,097,936	12,402					
23 償還金、利子及び割引料	5,000						
24 投資及び出資金							
25 積立金	128,638	128,638					
26 寄附金							
27 公課費	6,836						
28 繰出金	3,588	3,588				3,588	
予備費							
計	37,816,747	3,413,981	131,962	35,285	96,677	684,681	90,105
財国庫支出金	9,810,888	594,752	10,913		10,913	26,131	1,826
源地方債	11,860,000	439,000					
内その他	2,153,531	849,168	13,249		13,249	34,960	844
訳一般財源	13,992,328	1,531,061	107,800	35,285	72,515	623,590	87,435

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費					
	5項 都市計画費			6項 住宅費		
	3目 公園費	4目 下水道費	5目 土地区画整 理費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費
1 報酬			223	34,561	26,079	8,482
2 給料	7,508	5,430		185,283	177,483	7,800
3 職員手当等	3,784			96,497	96,497	
4 共済費	2,822			75,281	73,997	1,284
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 貸金						
8 報償費	900			410	72	338
9 旅費	1,144	980	14	2,971	1,180	1,791
費用弁償			14	260	260	
普通旅費	544	980		2,570	850	1,720
特別旅費	600			141	70	71
10 交際費						
11 需用費	1,863	1,610		60,803	56,195	4,608
12 役務費	852	725		14,626	12,300	2,326
13 委託料	451,054	467		386,854	320,963	65,891
14 使用料及び賃借料	6,938	1,288		12,950	9,070	3,880
15 工事請負費	26,141			1,030,954	98,818	932,136
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	6,677			100		100
19 負担金、補助及び交付金	43,910	26,341	317	524,892	96,332	428,560
20 扶助費						
21 貸付金				30,116		30,116
22 補償、補填及び賠償金				12,402		12,402
23 積立金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金				128,638		128,638
26 寄附金						
27 公課費						
28 繰出金		3,588				
予備費						
計	553,593	40,429	554	2,597,338	968,986	1,628,352
財国庫支出金	15,252	9,053		557,708	1,024	556,684
源地方債				439,000		439,000
内その他	34,116			800,959	692,089	108,870
訳一般財源	504,225	31,376	554	799,671	275,873	523,798

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節		生活環境部 合計
1	報酬	134,879
2	給料	1,017,334
3	職員手当等	519,458
4	共済費	399,690
5	災害補償費	
6	恩給及び退職年金	
7	賃金	
8	報償費	17,141
9	旅費	39,084
	費用弁償	3,842
	普通旅費	28,557
	特別旅費	6,685
10	交際費	
11	需用費	203,906
12	役務費	57,339
13	委託料	1,294,052
14	使用料及び賃借料	69,984
15	工事請負費	1,066,112
16	原材料費	
17	公有財産購入費	
18	備品購入費	49,634
19	負担金、補助及び交付金	1,498,408
20	扶助費	
21	貸付金	30,316
22	補償、補填及び賠償金	12,402
23	償還金、利子及び割引料	
24	投資及び出資金	
25	積立金	138,279
26	寄附金	
27	公課費	
28	繰出金	3,588
	予備費	
計		6,551,606
財源内訳	国庫支出金	941,403
	地方債	439,000
	その他	1,175,967
	一般財源	3,995,236

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給 料	・一般職員	4人
2目 計画調査費		
報 酬	・景観審議会委員	15人
	・景観形成巡視員	17人
	・屋外広告物審議会委員	10人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・全国景観会議負担金	40
	・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	10,449
3目 交通対策費		
報 酬	・交通事故相談員	2人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	5,374
4目 土地対策費		
報 酬	・土地利用審査会委員	7人
	・国土利用計画地方審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・全国土地対策連絡協議会負担金	10
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報 酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・犯罪被害者等緊急避難場所確保事業費補助金	394
7目 消費者支援対策費		
給 料	・一般職員	6人
報 酬	・消費生活相談員	9人
	・非常勤職員	1人
	・消費生活審議会委員	15人
負担金、補助 及び交付金	・中部相談室警備・保守点検負担金	39
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,204
	・消費者団体等活動支援補助金	1,000
	・市町村消費者行政活性化交付金	35,000
貸 付 金	・訴訟費用貸付金	200
積 立 金	・消費者行政活性化基金積立金	220

4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給料	・一般職員	33人
3目 予防費		
報酬	・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	6人
負担金、補助及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費	27
6目 衛生環境研究所費		
報酬	・非常勤職員	3人
	・新型インフルエンザ検査員	2人
負担金、補助及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	46
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給料	・一般職員	81人
2目 食品衛生指導費		
報酬	・非常勤職員	1人
	・調理師試験委員	4人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助及び交付金	・社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	978
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	14人
負担金、補助及び交付金	・生活衛生関係営業指導職員研修会負担金	20
	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	15,542
	・生活衛生営業振興事業補助金	1,500
	・ねずみ衛生害虫駆除技術研修会受講料	42
	・ペストロジー実習講座負担金	60
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	3,250
4目 環境保全費		
報酬	・環境審議会委員	30人
	・調停委員	3人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・研究調査員	1人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・自然保護監視員	5人
	・学芸解説員	2人

	・非常勤職員	7人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・環境にやさしいLED照明導入促進事業費補助金	50,000
	・環境立県協働促進事業補助金	640
	・とっとり環境ネットワーク支援事業補助金	3,986
	・こどもエコクラブ活動支援補助金	2,600
	・電源立地地域対策交付金	73,408
	・とっとり発グリーンニューディール市町村補助金	56,649
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	144,000
	・電気自動車充電設備導入推進補助金	26,000
	・関西エコオフィス大賞負担金	60
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	505
	・合併処理浄化槽設置費補助金	30,487
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	2,000
	・こども環境ミュージカル負担金	1,000
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	14,739
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	7,500
	・微量PCB混入機器の分析経費補助金	5,375
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	4,634
	・ごみ減量リサイクル推進モデル事業補助金	32,500
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,500
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・財団法人国立公園協会負担金	200
	・わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500
積立金	・とっとり発グリーンニューディール基金積立金	2,876
	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	6,545
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	77人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	2人
負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	111,150
	・地域資源循環技術センター負担金	90
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	69,701
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	80,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	1人
	・非常勤職員	1人

		・傷病鳥獣救護搬送技術員手当	—
		・防疫等業務手当	—
	負担金、補助 及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	2,332
7款 商工費			
2項 工鉱業費			
1目 工鉱業総務費			
	給 料	・一般職員	2人
4目 計量検定費			
	報 酬	・非常勤職員	1人
	負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
		・中国地区計量行政協議会負担金	6
3項 観光費			
1目 観光費			
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	15,000
8款 土木費			
1項 土木管理費			
1目 土木総務費			
	給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費			
	報 酬	・建築審査会委員	5人
		・建築士審査会委員	5人
	負担金、補助 及び交付金	・鏝絵・なまこ壁学会(仮称)負担金	100
		・まちなみ伝統建築塾支援事業補助金	3,500
		・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	27
		・全国建築審査会協議会負担金	48
		・日本建築行政会議負担金	450
		・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
		・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	26,182
		・職員技術力向上支援研修受講料	160
		・耐震化支援環境整備事業補助金	1,000
		・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	3,930
		・耐震化地域学習会補助金	700
		・バリアフリー環境整備促進事業補助金	637
		・福祉のまちづくり推進事業補助金	5,725
		・アスベスト撤去支援事業補助金	28,475
5項 都市計画費			
1目 都市計画総務費			
	給 料	・一般職員	8人
	報 酬	・都市計画審議会委員	16人
		・開発審査会委員	7人
	負担金、補助	・都市計画図作成業務負担金	15,045

及び交付金	・財団法人都市計画協会負担金 ・社団法人街づくり区画整理協会負担金	266 61
3目 公園費		
給料	・一般職員	2人
負担金、補助及び交付金	・全国都市緑化とっとりフェア実行委員会負担金 ・花と緑のフェア実行委員会負担金 ・都市公園等芝生化補助金 ・社団法人日本公園緑地協会会費	35,000 800 8,000 110
4目 下水道費		
負担金、補助及び交付金	・日本下水道事業団補助金 ・湖沼における下水道事業推進協議会負担金 ・公共下水道推進基金造成事業補助金	4,901 20 21,420
繰出金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	3,588
5目 土地区画整理費		
報酬	・土地区画整理審議会委員	12人
負担金、補助及び交付金	・土地区画整理清算金交付金	317
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給料	・一般職員	51人
報酬	・県営住宅家賃納付指導員 ・県営住宅管理人報酬	6人 236人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県街なみ環境整備等促進事業補助金 ・住宅市街地整備推進協議会負担金 ・下水道・集落排水受益者負担金 ・国有資産等所在市町村交付金 ・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	4,321 20 729 89,831 1,431
2目 住宅建設費		
報酬	・非常勤職員	4人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県木の住まい建設資金補助金 ・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・日本住宅協会負担金 ・ケーブルテレビ加入負担金 ・公共住宅事業者等連絡協議会負担金 ・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅利子補給金 ・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・住宅新築資金等貸付助成補助金	280,381 2,400 18 2,800 400 220 3,000 115,487 94 23,760
貸付金	・個人住宅建設資金貸付金 ・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	16,255 13,861
積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	128,638

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592			平成24年度から 平成32年度まで	592					592
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781			平成24年度から 平成32年度まで	20,781					20,781
平成23年度 不法投棄監視カメラシステム賃借 料	5,576			平成24年度から 平成27年度まで	5,576					5,576
平成23年度 産業廃棄物実態調査業務委託	5,964			平成24年度から 平成27年度まで	5,964					5,964
平成23年度 大山頂上公衆便所管理業務委託	2,742			平成24年度から 平成25年度まで	2,742					2,742
平成23年度 公営住宅整備事業費	61,118			平成24年度	61,118	19,140	23,900			18,078

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成23年度 環境にやさしい木の住まい 助成事業費	千円 補助金総額191,677千円 を限度として、平成23年 度に交付決定した額から 平成23年度に交付した 額を差し引いた額		0	平成24年度	限度額に同じ	限度額から 改修に係る 助成分及び JAS製材に 係る上乘せ 助成分を差し 引いた額に 0.5を乗じた 額			限度額から改 修に係る助成 分及びJAS製 材に係る上乘 せ助成分を差し 引いた額に0.5 を乗じた額に限 度額のうち改修 に係る助成分 及びJAS製材に 係る上乘せ助 成分の額を加 えた額	460
平成23年度 大山オオタカの森管理業務委託	460			平成24年度から 平成25年度まで	460					460

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成22年度 EVタウン推進事業費	17,820			平成23年度から 平成27年度まで	17,820				17,820
平成18年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	329,103	平成19年度から 平成22年度まで	139,668	平成23年度から 平成27年度まで	174,613				174,613
平成18年度 公共下水道推進基金造成補助	64,503	平成19年度から 平成22年度まで	27,376	平成23年度から 平成27年度まで	34,220				34,220
平成19年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	236,240	平成20年度から 平成22年度まで	69,840	平成23年度から 平成28年度まで	139,719				139,719
平成19年度 公共下水道推進基金造成補助	40,278	平成20年度から 平成22年度まで	9,087	平成23年度から 平成28年度まで	18,174				18,174
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	98,400	平成21年度から 平成22年度まで	16,600	平成23年度から 平成29年度まで	58,119				58,119
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	58,274	平成21年度から 平成22年度まで	9,572	平成23年度から 平成29年度まで	33,504				33,504
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365	平成22年度	1,788	平成23年度から 平成30年度まで	14,312				14,312
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554	平成22年度	2,686	平成23年度から 平成30年度まで	21,486				21,486

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成22年度 有害大気汚染物質採取装置賃借料	441			平成23年度から 平成25年度まで	441					441
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成補助	15,366			平成23年度から 平成31年度まで	15,366					15,366
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527			平成23年度から 平成31年度まで	22,527					22,527
平成21年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業務委託	3,321	平成22年度	1,100		平成23年度から 平成24年度まで	2,200				2,200
平成22年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委託	15,117				平成23年度から 平成25年度まで	15,117				15,117
平成20年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理委託	1,397,245	平成21年度から 平成22年度まで	556,000		平成23年度から 平成25年度まで	834,000				834,000
平成20年度 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園管理委託	571,990	平成21年度から 平成22年度まで	219,410		平成23年度から 平成25年度まで	318,250				318,250
平成20年度 燕趙園管理委託	245,650	平成21年度から 平成22年度まで	82,640		平成23年度から 平成25年度まで	123,960				123,960
平成20年度 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館管理委託	232,910	平成21年度から 平成22年度まで	92,994		平成23年度から 平成25年度まで	139,491				139,491
平成21年度 米子駅前だんだん広場植栽管理業務委託	861	平成22年度	284		平成23年度から 平成24年度まで	567				567

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成13年度 鳥取県被災者住宅再建支援基金 積立金	鳥取県被災者住宅再建 支援基金に5,000,000千 円を目的に積立てると め、参加市町村に協議し て知事が定める額	平成14年度から 平成22年度まで	1,781,688	平成23年度から基 金の年度末残高が 5,000,000千円に達 する日の属する年度 まで	限度額から前年 度末までの支出 (見込)額を差し 引いた額					同左
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成22年度まで	32,494	平成23年度から 平成36年度まで	75,648				75,648	
平成21年度 公営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	7,855	平成22年度	3,847	平成23年度から 平成24年度まで	4,008				4,008	
平成21年度 公営住宅管理委託	730,428	平成22年度	180,789	平成23年度から 平成25年度まで	549,639				549,639	
平成21年度 公営住宅管理システム機器賃借 料	8,489	平成22年度	1,035	平成23年度から 平成26年度まで	7,454				7,454	

平成23年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			725,430	700,510	24,920			
	1 負担金		725,430	700,510	24,920			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	725,430	700,510	24,920	天神川流域下水道建設事業費負担金	59,670	
					天神川流域下水道管理事業費負担金	665,760		
2 使用料及び手数料			526	58	468			
	1 使用料		526	58	468			
		1 行政財産使用料	526	58	468	1 行政財産使用料	526	
3 国庫支出金			186,175	91,061	95,114			
	1 国庫補助金		186,175	91,061	95,114			
		天神川流域下水道事業費国庫補助金	186,175	91,061	95,114	天神川流域下水道事業費国庫補助金	186,175	
4 繰入金			3,588	4,234	△646			
	1 一般会計繰入金		3,588	4,234	△646			
		1 一般会計から繰入	3,588	4,234	△646	1 一般会計から繰入	3,588	
5 繰越金			107,340	76,086	31,254			
	1 繰越金		107,340	76,086	31,254			
		1 繰越金	107,340	76,086	31,254	1 前年度繰越金	107,340	
6 県債			60,000	42,000	18,000			
	1 県債		60,000	42,000	18,000			
		1 天神川流域下水道事業債	60,000	42,000	18,000	1 天神川流域下水道事業債	60,000	建設事業費充当
歳入合計			1,083,059	913,949	169,110			

平成23年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7401）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
(新) 下水汚泥有効利用検討事業	4,340	0	4,340	2,030	<336> 1,000	(負担金) 1,015	295	県負担額 631
トータルコスト	5,139千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託調査、民間企画の募集・審査、先進地視察							
工程表の政策目標（指標）	温室効果ガス排出量の削減と汚泥有効利用率の向上							
【国庫支出金に地域自主戦略交付金を充当】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>温室効果ガスの排出抑制とバイオガス等の未利用エネルギーの有効活用等を行うため、天神浄化センターにおいて排出している下水汚泥の減量化・再資源化施設の整備手法について検討を行う。</p>								
2 主な事業内容								
<p>施設等の建設・維持管理・運営、汚泥の有効利用等等を民間の資金、経営及び技術的能力を活用して行うことにより、事業コストの削減、より質の高い公共サービスを提供できる可能性を追求するため民間事業者から企画を募集し、PFI手法等民間活力の導入について可能性を調査する。</p>								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>○ 現在、天神浄化センターで発生する下水汚泥は、焼却による減量化を行って埋立処分しているが、CO₂の約310倍の温室効果を有するN₂O（一酸化二窒素）を年間に約7.2t排出している。また、焼却炉の老朽化に伴い維持管理費が年々増加しているほか、焼却炉が1基しかなく、故障した場合のリスク管理が課題となっている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、下水汚泥のバイオガス・肥料化によるリサイクル活用への転換を図る。</p> <p>【主な効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力の自給 下水汚泥の嫌気性消化で発生する消化ガス（バイオガス）を熱・電気エネルギーとして回収することにより、処理場内消費電力の50%程度を自給。 ・温室効果ガス削減 現在の天神浄化センターの温室効果ガス排出量6,261t-CO₂/年を汚泥の「消化+肥料化」への転換により2,287t-CO₂/年削減。 ・グリーン電力証書 バイオガスにより発電された電力の環境付加価値を「グリーン電力証書」として企業や団体に販売。 								

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は記載欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成23年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課 (内線：7401)

1 目 建設事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	299,993	162,210	137,783	184,145	(20,628) 59,000	(負担金) 56,155	693	県負担額 21,321
トータルコスト	311,176千円 (前年度 173,505千円) [正職員：1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理普及率の向上 (生活排水処理人口普及率：平成23年度90.0%)							
【国庫支出金に地域自主戦略交付金を充当】								
事業内容の説明								
天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。								
単県流域下水道事業費	5,100	5,100	0			(負担金) 2,500	2,600	
トータルコスト	9,094千円 (前年度 9,134千円) [正職員：0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理普及率の向上 (生活排水処理人口普及率：平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。								

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金金額を加算したものである。

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線：7401)

1 目 管理運営費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	214,080	184,894	29,186			(負担金) 106,214 (使用料) 526 (繰越金) 107,340		
トータルコスト	218,873千円 (前年度 189,735千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	施設の点検・調査、汚泥処分、工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上 (生活排水処理人口普及率：平成23年度90.0%)							
事業内容の説明								
幹線管渠の調査・点検、施設のオーバーホール・修繕工事、汚泥処分委託等、管理運営に要する経費である。								

平成23年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線：7401)

2 目 業務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	繰入金											
業務費	415,963	415,963	0			(負担金) 415,963												
トータルコスト	417,561千円 (前年度 417,577千円) [正職員：0.2人]																	
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整																	
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上 (生活排水処理人口普及率：平成23年度90.0%)																	
事業内容の説明																		
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,079,813千円 年度別内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成21年度</td><td>415,962千円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>415,963千円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>415,963千円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>415,963千円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>415,962千円</td></tr> </table>									平成21年度	415,962千円	平成22年度	415,963千円	平成23年度	415,963千円	平成24年度	415,963千円	平成25年度	415,962千円
平成21年度	415,962千円																	
平成22年度	415,963千円																	
平成23年度	415,963千円																	
平成24年度	415,963千円																	
平成25年度	415,962千円																	

2 款 公債費

1 項 公債費

水・大気環境課 (内線：7401)

1 目 元金

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	88,011	88,408	△397			(負担金) 88,011		
トータルコスト	88,011千円 (前年度 88,408千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

平成23年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

2目 利子

水・大気環境課 (内線: 7401)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	41,458	43,412	△1,954			(負担金) 41,458		
トータルコスト	41,458千円 (前年度 43,412千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考		
				国庫支出金	起債	その他	繰入金			
職員人件費	14,114	13,962	152			(負担金) 14,114				
説明										
一般職の職員2名分の人件費である。										
区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	繰入金
流域下水道事業費	流域下水道建設事業費	建設事業費	0	0	6,290	1				
流域下水道事業費	流域下水道管理事業費	管理運営費	14,114	2	7,672	1			(負担金) 14,114	
計			14,114	2	13,962	2			(負担金) 14,114	

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業特別会計合計						
		1款 流域下水道事業費						
		1項 流域下水道建設事業費				2項 流域下水道管理事業費		
				1目 建設事業費		1目 管理運営費		2目 業務費
1	報 酬							
2	給 料	7,508	7,508			7,508	7,508	
3	職員手当等	3,784	3,784			3,784	3,784	
4	共 済 費	2,822	2,822			2,822	2,822	
8	報 償 費	56	56	56	56			
9	旅 費	1,249	1,249	709	709	540	540	
10	交 際 費							
11	需 用 費	1,332	1,332	720	720	612	612	
12	役 務 費	1,617	1,617	1,010	1,010	607	607	
13	委 託 料	479,801	479,801	21,814	21,814	457,987	42,024	415,963
14	使用料及び賃借料	2,703	2,703	1,424	1,424	1,279	1,279	
15	工事請負費	446,868	446,868	283,700	283,700	163,168	163,168	
16	原 材 料 費							
17	公有財産購入費							
18	備品購入費	157	157			157	157	
19	負担金、補助及び交付金	693	693			693	693	
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	129,469						
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 付 金							
27	公 課 費	5,000	5,000			5,000	5,000	
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	1,083,059	953,590	309,433	309,433	644,157	228,194	415,963
財 源 内 訳	国庫支出金	186,175	186,175	186,175	186,175			
	地方債	60,000	60,000	60,000	60,000			
	その他	833,296	703,827	59,670	59,670	644,157	228,194	415,963
	繰入金	3,588	3,588	3,588	3,588			

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項公債費		1目	2目
		元	金	利	子
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	129,469	129,469	88,011	41,458
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	129,469	129,469	88,011	41,458
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	129,469	129,469	88,011	41,458
	繰 入 金				

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款	流域下水道事業費	
	2項 流域下水道管理事業費	
	1目 管理運営費	
	給 料・一般職員	2人
	負担金、補助 及び交付金・日本下水道事業団研修負担金	218
		475
		475
2款	公債費	
	1項 公 債 費	
	1目 元 金	
	償還金、利子 及び割引料・公債元金償還金	88,011
	2目 利 子	
	償還金、利子 及び割引料・公債利子償還金	41,458
		41,458

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰 入 金		
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
平成23年度 管理運営費	737			平成24年度	737			737	0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰 入 金			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成20年度 天神川流域下水道管理委託	2,079,885	平成21年度から 平成22年度まで	831,925	平成23年度から 平成25年度まで	1,247,888			1,247,888		
平成22年度 管理運営費	15,009			平成23年度から 平成25年度まで	15,009			15,009		0

給 与 費 明 細 書

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計					
本年度	2	7,508	3,584	11,092		2,822	13,914		
前年度	2	7,526	3,552	11,078		2,774	13,852		
比較	0	△ 18	32	14	48		62		
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)		
	本年度	262	978	232	132	2	12		
	前年度	262	980	228	132	2	12		
	比較	0	△ 2	4	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	△ 18	1 昇給に伴う増加分	90 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.12%
		2 その他の増減分	△ 108	
職員手当	32	1 制度改正に伴う増減分	30 (1) 期末手当	支給月数の0.04月分引上げ(2.41月→2.45月)
		2 その他の増減分	2	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分		行 政 職
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	
平成23年1月1日現在	平均	44.50	343,200
	平均	338,350	372,302
	平均	375,613	
平成22年1月1日現在	平均	42.00	
	平均		

イ 初任給

区	分		行 政 職 (円)
	高 校 卒	大 学 卒	
高 校	高 校 卒	大 学 卒	142,800
	高 校 卒	大 学 卒	176,800
大 学	高 校 卒	大 学 卒	140,100
	高 校 卒	大 学 卒	172,200

シ 職別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成23年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 2 2 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級	-	
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
計	2	100.0	

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工昇給

区		分	行	職	
本 年 度	職 員 数	(A) (人)		2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B) (人)		2	
	号 給 数 別 内 訳		2号給(人)		
			3号給(人)		
			4号給(人)		2
			6号給(人)		
			8号給(人)		
	比 率	(B)/(A) (%)		100.0	
	前 年 度	職 員 数	(A) (人)		2
		昇 給 に 係 る 職 員 数	(B) (人)		2
号 給 数 別 内 訳		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)		2	
		6号給(人)			
		8号給(人)			
比 率		(B)/(A) (%)		100.0	

才 期末手当・勤続手当

区分	支給時期別		支給率	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年度	1.855	2.045	3.9	有		
前年度	1.835	2.065	3.9	有		
国の制年度	1.9	2.05	3.95	有		

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
国の制年度(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養	手 当	異 な る	配偶者の手当額10,500円
地 域	手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居	手 当	同 じ	
通 勤	手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車券を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,619,414	1,582,006	60,000	88,011	1,553,995
合 計	1,619,414	1,582,006	60,000	88,011	1,553,995

条 例 名 等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 知事の権限に属する事務について、移譲先の市町村の追加又は市町村が処理する事務の範囲の拡大のための所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 移譲済事務のうち移譲先を追加するもの</p> <p>ア 移譲する事務 浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 浄化槽の設置等の届出の受理 (イ) 浄化槽の設置等の計画の改善の勧告 (ウ) 浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知 (エ) 指定検査機関からの検査結果の報告の受理 (オ) 水質に関する検査を受けることを確保するための指導及び助言 (カ) 水質に関する検査を受けるべき旨の勧告 (キ) (カ)の勧告に係る措置をとるべきことの命令 (ク) 使用開始に係る報告書の受理 (ケ) 技術管理者の変更に係る報告書の受理 (コ) 浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理 (サ) 浄化槽の使用の廃止の届出の受理 (シ) 浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等 (ス) 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命令 (セ) (ア)～(ス)の事務に係る報告の徴収及び事務所等への立入検査等 <p>イ 事務の移譲先 八頭町 (既移譲済みの市町:倉吉市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町及び日野町)</p> <p>(2) 移譲事務を追加するもの</p> <p>ア 移譲する事務 水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定による専用水道の管理に関する業務の委託又は委託の失効の届出の受理</p> <p>イ 事務の移譲先 全市町村</p> <p>(3) 施行期日 施行期日は、平成23年4月1日とする。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の5 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略	1の5 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	日野郡の町
略		略	
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げる	鳥取市、境港市、八頭郡の	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げる	鳥取市、境港市、八頭郡の

もの (1)~(3) 略	町並びに 東伯郡湯 梨浜町、 琴浦町及 び北栄町
8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則（平成7年厚生省 令第33号）に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)~(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯 梨浜町、 琴浦町及 び北栄町
略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(5) 略 (6) <u>第34条第1項において準用する 第24条の3第2項の規定による業務 の委託又は委託の失効の届出の受理</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略	略
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(16) 略	倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡八頭 町、東伯 郡湯梨浜 町及び琴 浦町並び に日野郡 日野町
略	
24 商工会法第60条の規定により都道府 県が処理する事務に関する政令（昭和 35年政令第149号）の規定により処理 することとされている商工会法（昭和 35年法律第89号）に基づく事務のうち、 商工会に係るもの	鳥取市及 び各町
略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）	鳥取市、

もの (1)~(3) 略	町並びに 東伯郡湯 梨浜町及 び北栄町
8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則（平成7年厚生省 令第33号）に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)~(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯 梨浜町及 び北栄町
略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	略
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(16) 略	倉吉市、 岩美郡岩 美町、東 伯郡湯梨 浜町及び 琴浦町並 びに日野 郡日野町
略	
24 商工会法第60条の規定により都道府 県が処理する事務に関する政令（昭和 35年政令第149号）の規定により処理 することとされている商工会法（昭和 35年法律第89号）に基づく事務のうち、 商工会に係るもの	鳥取市、 米子市、 倉吉市及 び各町村
略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）	鳥取市、

に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡の各 町	に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡三朝 町、湯梨 浜町及び 北栄町
略	略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、8の3の項、8の4の項、8の5の項、9の2の項及び24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

条例名等	鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 条例の附則により実施状況等の検討を行った結果、条例は有効に機能しており使用済タイヤに関して問題は生じていないことから、今後とも不正事案に対処できるよう現行どおり継続させることとして、見直し期間等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 見直し期間を3年後の平成25年度末に設定する。</p> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 略 (検討) 3 知事は、 <u>平成25年度末</u> を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	附 則 1 及び 2 略 (検討) 3 知事は、 <u>平成22年度末</u> を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 国が認定する無害化処理施設に係る実証試験を行う施設(以下「無害化処理実証試験施設」という。)の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 事業者が無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける。</p> <p>(2) 既存の廃棄物処理施設等を更新等する場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要とする。</p> <p>(3) 知事は、事業者が開催する事業計画の説明会に必要があると認めるときは、職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員についても立会いを求めることができることとする。</p> <p>(4) 知事は、事業計画の周知等に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者等に協力を求めることができることとする。</p> <p>(5) 知事は、平成28年3月末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(6) 施行期日等 ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する
 条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(8) 無害化処理実証試験施設 法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験（以下単に「実証試験」という。）の用に供する施設をいう。</u></p> <p><u>(9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）の新設（現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及び現に設置されている廃棄物処理施設等において実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は更新する場合（規則で定めるものに限る。）を除く。）又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更（軽微な変更その他の規則で定め</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(8) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）の新設（現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合を除く。）又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。</u></p>

る変更を除く。)をいう。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(事業計画の周知)

第10条 略

2 略

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。

(指導及び助言)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力を求めることができる。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）又は無害化処理実証試験施設の設置（既存の施設を無害化処理実証試験施設として使用することとする場合を含む。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 略

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(事業計画の周知)

第10条 略

2 略

(指導及び助言)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができる。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 略

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若

しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

2 略

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

2及び3 略

（事故時の措置）

第26条 廃棄物処理施設等（法第21条の2に規定する特定処理施設を除く。）の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

（設置等）

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（1）略

（2）法に基づく許可の申請若しくは届出若しくはダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

（3）略

2 略

（勧告及び公表）

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、

しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項第2号（法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

2 略

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

2及び3 略

（事故時の措置）

第26条 廃棄物処理施設（法第21条の2に規定する特定処理施設を除く。）の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

（設置等）

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（1）略

（2）法に基づく許可の申請又は届出の審査に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

（3）略

2 略

（勧告及び公表）

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、

事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2及び3 略

附 則

1 略
(検討)

2 知事は、平成28年3月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 略

事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2及び3 略

附 則

1 略
(検討)

2 知事は、平成22年12月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験の計画が知事に提出されている改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第8号に規定する無害化処理実証試験施設については、新条例第2章の規定は適用しない。（鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改める。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の当該広告物等の除却義務違反に係る罰則の対象となる行為について見直す。</p> <p>(2) 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときに、遅滞なく当該広告物等を除却しない場合については、これに対する必要な措置の命令に違反した者を罰則の対象とする。</p> <p>(2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。</p> <p>イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(除却義務)</p> <p>第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、又は第9条の2の規定により許可が取り消されたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。</p> <p><u>2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間内であっても、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(除却義務)</p> <p>第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、<u>若しくは第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは</u>、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(違反等に対する措置)</p> <p>第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(違反等に対する措置)</p> <p>第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p>

<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p>7 <u>この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表33の項中「第7条の4第2項」を「第7条の4第3項」に改める。

条例名等	鳥取県景観形成条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 適切な時期に巡視活動を行うため、景観法の規定による景観計画区域内における行為の届出をした者に当該行為の完了の届出を義務付ける。</p> <p>(2) 美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現に向けて継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 景観法の規定による景観計画区域内における建築等の行為の届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則に定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならないこととする。</p> <p>(2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 行為の規制等（第11条—<u>第19条の2</u>）</p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（標識の設置）</p> <p>第19条 略</p> <p><u>（行為の完了の届出）</u></p> <p><u>第19条の2 法第16条第1項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 行為の規制等（第11条—<u>第19条</u>）</p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（標識の設置）</p> <p>第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p><u>11 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第11項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鳥取県景観形成条例第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前にされた同項の規定による届出に係る行為については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 犬、ねこ等を譲渡することができる対象となる者について明確化するとともに、動物の飼育の適正の確保、動物による事故発生の予防、県が収容した動物の譲渡の促進などを継続して行う必要があるため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 知事が引き取った犬、ねこ等をこれらを適正に飼育できると認める者に譲渡することを目的とする者でこれらを適正に飼育できると認めるものに譲渡することができることを明らかにする。 (2) 条例の失効期限を平成23年5月31日とする規定を削る。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(犬の飼い主の遵守事項)</p> <p>第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に網若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、<u>人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講じているときは、この限りでない。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(犬の飼い主の遵守事項)</p> <p>第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に網若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) <u>前号アからウまでに掲げる場合においては、人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
<p>(犬、ねこ等の譲渡)</p> <p>第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者（<u>これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。</u>）で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。</p> <p>2. 略</p> <p>(措置命令)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(犬、ねこ等の譲渡)</p> <p>第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。</p> <p>2. 略</p> <p>(措置命令)</p> <p>第18条 略</p>

2 知事は、第9条第1号若しくは前条第2項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1)～(4) 略

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

(1) 第9条第1号の規定に違反した者

(2)～(6) 略

附 則

1～6 略

2 知事は、第9条第1号若しくは第2号若しくは前条第2項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1)～(4) 略

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

(1) 第9条第1号又は第2号の規定に違反した者

(2)～(6) 略

附 則

1～6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年5月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 消費生活に係る苦情の複雑化等の県内の消費者を取り巻く環境の変化に対応した施策を推進するため、消費生活について専門的な知識等を有する者等と連携を図り必要に応じてその人材を有効に活用するとともに、引き続き消費生活の安定及び向上を図り消費者の自立を支援するため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 知事は、消費生活に係る苦情の処理について、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう必要な措置を講ずるものとする。 (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。 (3) 知事は平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 (4) 施行期日は、公布日とする。</p>

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(苦情の処理)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、弁護士、司法書士その他消費生活について専門的な知識等を有する者及び団体等と連携を図り、並びに必要なに応じてその人材を活用することにより、苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 <u>知事は、平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(苦情の処理)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 <u>この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、熱回収施設設置者の認定制度が創設されたこと等に伴い、当該認定制度に係る事務について新たに手数料を定める等 所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <p>ア 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</p> <p>イ アの認定の更新 1件につき20,000円</p> <p>(2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。</p>

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、手数料の額を引き上げる等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 2級建築士又は木造建築士の登録に係る手数料の額を1件につき19,200円(現行18,000円)に引き上げる。 (2) 2級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付1件につき5,900円の手数料を新たに徴収する。 (3) 知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合には、(2)の手数料はその者に納め、その者の収入とする。 (4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p><u>(79の2) 廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</u></p> <p><u>(79の3) 廃棄物処理法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円</u></p> <p><u>(79の4) 略</u></p> <p><u>(79の5) 略</u></p> <p>(80)～(90) 略</p> <p>(91) 廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(91の2) 廃棄物処理法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</u></p> <p><u>(91の3) 廃棄物処理法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円</u></p> <p><u>(91の4) 略</u></p> <p><u>(91の5) 略</u></p> <p>(92)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,200円</p> <p><u>(301の2) 建築士法第11条第2項に規定する2級</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p><u>(79の2) 略</u></p> <p><u>(79の3) 略</u></p> <p>(80)～(90) 略</p> <p>(91) 廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(91の2) 略</u></p> <p><u>(91の3) 略</u></p> <p>(92)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき18,000円</p>

建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付

又は再交付 1件につき5,900円

(302)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号及び第301号の2の手数料 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者

(16)～(18) 略

(302)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号の手数料 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者

(16)～(18) 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について</p> <p>(平成22年12月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅の入居者及びその連帯保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成22年12月27日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 相手方</p> <p>県営住宅入居者 1名</p> <p>連帯保証人 1名</p> <p>(2) 請求の要旨</p> <p>県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその連帯保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針</p> <p>第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成23年1月13日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成23年1月13日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金161,480円を支払うものとする。過失割合 県10割（平成22年2月発生分は8割）</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成22年1月上旬頃から平成22年2月16日（事故発生の始期は不明）</p> <p>イ 事故発生場所 倉吉市清谷1386番地 県営住宅清谷団地内</p> <p>ウ 事故の状況 県営住宅清谷団地の空部屋において、台所流し台の蛇口が老朽化により破損したため、平成22年1月から平成22年2月にかけて漏水が発生し、過大な上下水道使用料が和解の相手方に請求され、和解の相手方がこれを支払ったものである。</p>